

平成30年度 第5回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 平成30年8月20日(月) 午後1時30分～午後2時10分

2、会議場所 播磨町役場 3階 A会議室

3、出席委員氏名

1番 佐伯 幸男	2番 福壽 洋三	3番 日和佐 修	4番 井澤 信良
5番 藤谷 昇	6番 三宅 孝英	7番 浅原 清治郎	8番 梅谷 良治
9番 岩本 宏司	10番 澤田 秀隆		

出席委員 9名 欠席委員 1名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主事 永井 愛 主査 井上 瞳

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと

平成30年度 第5回播磨町農業委員会

日時：平成30年8月20日

開会 午後1時30分

○議長

申し上げましたように浅原委員が欠席されておりますが、10名中9名が出席のところ、定足数に達しておりますので本日の会議は成立しておるということでございます。

次に播磨町農業委員会管理規則第11条に規定いたします議事録署名委員ですが、9番の岩本委員さんと1番の佐伯委員さんをお願いいたしますので、よろしく願いをいたします。

それではこれより議事目録に従い、議事を進めます。

第11号議案「農地法第5条第1項第6号の規定による届け出のこと」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長

ありがとうございました。それでは1番を現地調査していただいた井澤委員の報告をお願いいたします。

○井澤委員

それでは地図は4ページをごらんいただきたいと思います。それと写真につきましては、別紙の1ページの上のほうです。

まず場所ですが、4ページ中ごろのちょうど真ん中に斜線の部分がある場所なのですが、の交差点があります。県道別府平岡線ですね。それからの交差点ですね。ちょうど上にの信号が2つ並んでいると思うのですが、右側がですので、右の方の信号をずっと北東に上がっていただいたところ、すぐ入って、また右にずっと入って、突き当たりが斜線の真ん中あたりにあるのですが、この土地に入るにはをずっと入っていただいて、すぐ右じゃなしに

上のほうへ行って、それから1つ目の入り口ですか、さんのところに入り口のようなものがあります。そこを入ったところがこの土地になります。それで写真を見ていただきましたら、草ぼうぼうの状態がわかると思うのですが、かなり背の高い草で覆われております。地図でこの土地の周りを見ますと、住宅がずっと建っていますので、住宅に囲まれた土地であとは分譲住宅用地の転用届ということですので、特に問題なかろうかと思います。御審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 ありがとうございます。今、御説明ございましたが、委員の皆さん方で御意見・御質問はございませんでしょうか。この地図見たら、ちょっとウナギの寝床のような形ですね。

○井澤委員 そうです。細長いです。

○議長 土地を分筆しているのですか。これをもともと1筆の土地なのですか。右上の白っぽいところは写真を見たら、周りに家が建っていますね。写真の左上が地図の白っぽいところになるのでしょうか。

○井澤委員 ちょうど写真は入り口のほうから撮っていると思いますので、奥側が写真に写っている部分です。ここで言いましたら、があるところ、そのあたりに住宅が写っています。右側なので、さんとか、さんですか。そのあたりが写っています。方向的にそうですね。

○事務局 そうです。

○佐伯委員 この斜線の右側は空地みたいのは何ですか。

○井澤委員 この隣接地の空地はやっぱり草が生えていました。

○佐伯委員 そうですか。

- 井澤委員 これは別の土地だと思うのですが、ここだけ家が建っていません。
- 議長 これ届け出の施設の概要を見ましたら、分譲住宅用地及び通路となっているのですが、この通路というのは今おっしゃった旧道から入ってくるのですか。
- 井澤委員 何か■■■■と書いていますね。それと■■■さんとの間、ここから入ると思います。入ってから、ちょっと確認できてないのですが、通路という届出がありましたか。説明か何かありますか。
- 事務局 分譲住宅用地を2つ建てるのと、あと専用通路というのを聞いています。
- 議長 分譲住宅2戸ですか。
- 事務局 2戸建てて、あとは専用通路です。木造2階建てを2つ建てて、専用通路というので届出をしていますね。
- 岩本委員 左から入ってくると真ん中に通路が要りますよね。■■■さんという家から延ばすのなら、その間に必要ですよ。
- 井澤委員 ですね。
- 議長 ■■■さんと■■■さんの間からは入れないのですか。
- 井澤委員 いえ、入れます。飛び越えて入れます。飛び越えてといってもそう高く積んでいないので、この入る手前にちょっと野菜のようなものをどちらかが作っておられるのだと思うのですが、■■■さんか■■■さんが。そこにちょっと足を踏み入れて、中に入れる状態ではあります。
- 三宅委員 空白のところ、■■■■じゃないのですか。この白地のところ。番地からいうと。
- 議長 分筆しているのではないですか。

- 事務局 分筆しています。 [] から [] に分筆しています。
[] というのがあって、そこから分筆していますね。
- 議長 1と2に分筆しているのですか。
- 事務局 はい。1と2に分筆しています。
- 議長 [] は誰の名前になっているのですか。
- 佐伯委員 何年か前に出てきましたよ。 [] は。私が持っている地
図では何年か前に転用届受付しています。
- 議長 それはまだ何も宅地化されてない。
- 佐伯委員 いや、それがどこかよくわからないのです。ここに []
[] っていますよね。
- 井澤委員 はい。
- 佐伯委員 これとその今言った白地のところ、その一部が一緒だったよう
な気がするのですが。
- 事務局長 [] のところが [] 。そこは多分転用が出て
いるのだと思います。
- 佐伯委員 それだけですか。白地のところは何もないですか。そちらのほう
があったような気がします。
- 事務局長 ないですね。
- 佐伯委員 [] だけが1で出てきたのですね。
- 事務局長 そうだと思います。
- 井澤委員 通路と言ったら、この真ん中を割ってつくるのでしょうか。
- 事務局長 そこは新設だとわからないですね。
- 議長 2戸建てると言ったら、やっぱりここでしょうね。
- 井澤委員 [] さんと [] さんの間にちょっと土を入れているのは、勝手に
誰かが入れて、野菜か何か作ったのでしょうか。この図面で見たと

ら、道路ですよ。

○日和佐委員

道路ですね。

○事務局長

これが6メートルになると思います。

○議長

この道は[]ではないわけですね。

○事務局長

そうです。

○議長

どこから出入りするのですか。

○井澤委員

[]と[]さんとの間から入れるのかもしれませんが。

○事務局長

住宅地図ではその上の道路とつながってなさそうですけれど、筆から見たらひょっとしたらつながっているのかもわかりません。

○議長

他に皆様方、御意見ございませんか。市街化区域の転用届ということで、転用届を受理することによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長

次に、2番を現地調査していただいた岩本委員のほうからお願いいたします。

○岩本委員

地図は5ページをお開きください。場所は旧の[]の南。[]の南側の土地でして、斜線の周りは全て田と畑で耕作はされておりますが、この申請地だけは耕作放棄地のような状態があります。写真をごらんいただいて、ずっとその矢印の方向に写真を撮った図面の中に矢印があるのですが、軽トラ1台が入るぐらいの舗装された道がありまして、その道を入ったところがこの該当地になるのですが、写真の右下のコンクリートが見えている、それが境界といいますか、コンクリートの境界です。そこから北を向いて撮ったのでしょうね。写真が撮れる場所がありました。右とか奥とかずっと稲が植わっておりまして、ここだけが、軽トラ1台入るぐらいのものなので、住宅にするにも何をするにもで

- きるのかなという感じがしました。
- 議長 宅地利用と書いていますね。
- 岩本委員 そうですね。
- 事務局長 2メートルの通路が必要なので、この舗装してあるところが何メートルあるか私わからないのですが。
- 岩本委員 2メートルぎりぎりあるかどうかですね。
- 事務局長 2メートルだったら、建築確認上は大丈夫ですね。
- 梅谷委員 建築確認上はいけるのですけれども、その下に道があるでしょう、その入り口ですね。これも細い道です。この道も細いし、ここに入る間までの道も細いですよ。
- 岩本委員 斜線の周りは道路に面したほうが全て田で、下側一番信号に近いところが畑、貸している畑みたいですね。その東2つが田と田でそれぞれ稲が植わっています。
- 議長 岩本さん、これ斜線の右側に田んぼがありますか。
- 岩本委員 あります。
- 議長 分筆しているのですか。そうでもないのですか。
- 岩本委員 全然違う人のです。多分、その手の田んぼは■■■■さんところとは違うと思います。
- 梅谷委員 ■■■■さんの。
- 岩本委員 つくりを見たら、■■■■さんところのそのままのつながりかなと思って見たのですけれど、そこまではちょっと。
- 梅谷委員 これではわかりにくいですね。
- 岩本委員 このままやったら宅地になっているのですけれど、どうやってどういうふうに埋め立てて家を建てるのかなと疑問には思います。
- 議長 今まで施設の概要で、宅地利用という表現はしていましたか。

- 梅谷委員 宅地ではなくて、宅地利用。宅地利用だったら、買うだけ買って放っておくという感覚ですよ。
- 議長 分譲住宅用地というような表現が宅地利用ですから。こういう家を建てるときはよく2方向避難という言葉があるじゃないですか。
- 事務局長 それは面積が500平米以上とか、もったいですね。
- 議長 そういう場合ですか。
- 事務局長 面積大きい場合だけです。
- 議長 他に皆さん方、ご意見ありますか。
- 梅谷委員 宅地にはなかなかないと思います。
- 事務局長 そうですね。このままでは接道が取れない可能性が大ですね。
- 議長 資材運搬とかもできかねるわけですね。
- 梅谷委員 軽トラだったら、通れます。そのかわり軽トラの荷台から荷物はみ出したら、ちょっと難しい。
- 岩本委員 急角度だから、曲がれないですよ。
- 議長 今は草がぼうぼうになっているのですが、水利はどうなっているのでしょうか。周りは田んぼですか。
- 梅谷委員 周りは水田です。
- 岩本委員 水田ですね。白いところ全部水田になっています。畑と田んぼで。その下に道があって、道の南側に水路、排水が通っています。
- 議長 役場の前の道からここにきているのですか。パイプラインですか。
- 梅谷委員 パイプラインです。
- 岩本委員 何ら問題はない田んぼですが、現地を見て、利用方法や利用価値を疑問に思いました。
- 議長 市街化区域の転用ということで、転用届を受理することにいたし

てよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○議長

ありがとうございました。

本日はこの2件が議事ございまして、これにて全てを終了いたしました。

上記のとおり、会議録を調整する。

平成 30 年 8 月 20 日

議 長 澤田 秀隆

議事録署名人 岩本 宏司

議事録署名人 佐伯 幸男
